

令和2年度
内部統制実施報告書

宮城県

目次

第1章	実施概要	- 1 -
第2章	全庁レベルの取組.....	- 2 -
第1節	統制環境	- 2 -
第2節	リスクの評価と対応.....	- 7 -
第3節	統制活動	- 13 -
第4節	情報と伝達	- 15 -
第5節	モニタリング.....	- 18 -
第6節	ICTの利用とICTによる統制.....	- 21 -
第3章	財務に係る不備や事故の概要	- 23 -
第1節	内部統制の不備	- 23 -
第2節	整備上及び運用上の重大な不備.....	- 24 -

第1章 実施概要

・令和2年度 of 取組状況

(1) 運用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 対象部局 知事部局, 企業局, 議会・各種委員会事務局, 教育庁, 警察本部

(3) これまでの実施業務

① 計画策定

令和2年5月末までに, 全所属において, リスクの識別と分析を行った上で, 所属重点リスクについての独自取組を整備した。

② 中間評価の実施

①で整備した独自取組について, 各所属において, 7月から10月までの間に中間評価を実施した。

③ 年間評価の実施

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの運用結果について, 各所属で年間評価を実施し, 各部局等主管課へ提出した。

④ 実施報告書の事務局への提出

③の各所属で実施した年間評価の結果を, 各部局等主管課がとりまとめ, 事務局へ提出した。

⑤ 全体の実施結果のとりまとめ

事務局は, ④の年間評価の結果をとりまとめ, 本報告書(案)を作成した。

第2章 全庁レベルの取組

第1節 統制環境

1 誠実性と倫理観に対する姿勢の表明

県の事務について法令を遵守し、適正に管理及び執行するためには、組織及び職員にとって、誠実性と倫理観が何より重要となります。

本県では、知事自らが議長を務める内部統制システム推進会議や部課長及び地方公所長合同会議その他の機会において、各組織と職員に対してその重要性を表明するとともに、自らの行動及び態度で示しています。

個々の業務執行に関しては、「宮城県内部統制基本方針」、「職員と事業者等との間における行為に関する規程」等を定め、これらを庁内イントラネットへの掲載等により職員に周知するとともに、県民の方に対しても、県ホームページへの掲載等により、上記の行動基準等を明らかにしています。また、「職員の職務に係る倫理の保持ハンドブック」の配布を通じて職員の理解の促進を図っています。さらに、財務に関する業務の受託者に対しては、立入検査等を通じて適切な業務執行の保持を図っています。

なお、上記の基本方針等の遵守状況に係る評価プロセスとして、全職員を対象に毎年度実施する「こころの身だしなみチェックシステム」を実施し、自己点検等を通じて理解度及び遵守度を把握しています。また、法令違反行為等が判明した場合は、各所属から知事に直ちに報告することを求めており、職員等に対しては、懲戒処分等により是正措置を講じることとしています。

今年度の評価プロセスや是正措置等の概要については、次のとおりです。

<令和2年度実績>

- 知事の姿勢の表明

年度当初の知事挨拶で、職員一人一人が「誠実性」と「倫理観」を持って業務に当たるよう、指示を行いました。

- 財務事務に関する受託者への検査等

指定管理者に対するモニタリング、指定金融機関等に対する検査、私人委託事業者に対する検査等を実施し、適切な事務処理に向けた指導等を行いました。経済的、社会的損失を生じさせるような不備はありませんでした。

- 逸脱職員の懲戒処分

知事部局において、令和2年度は財務事務に関する懲戒処分事例はありません。

2 内部統制の目的達成に向けた組織構造等の確立

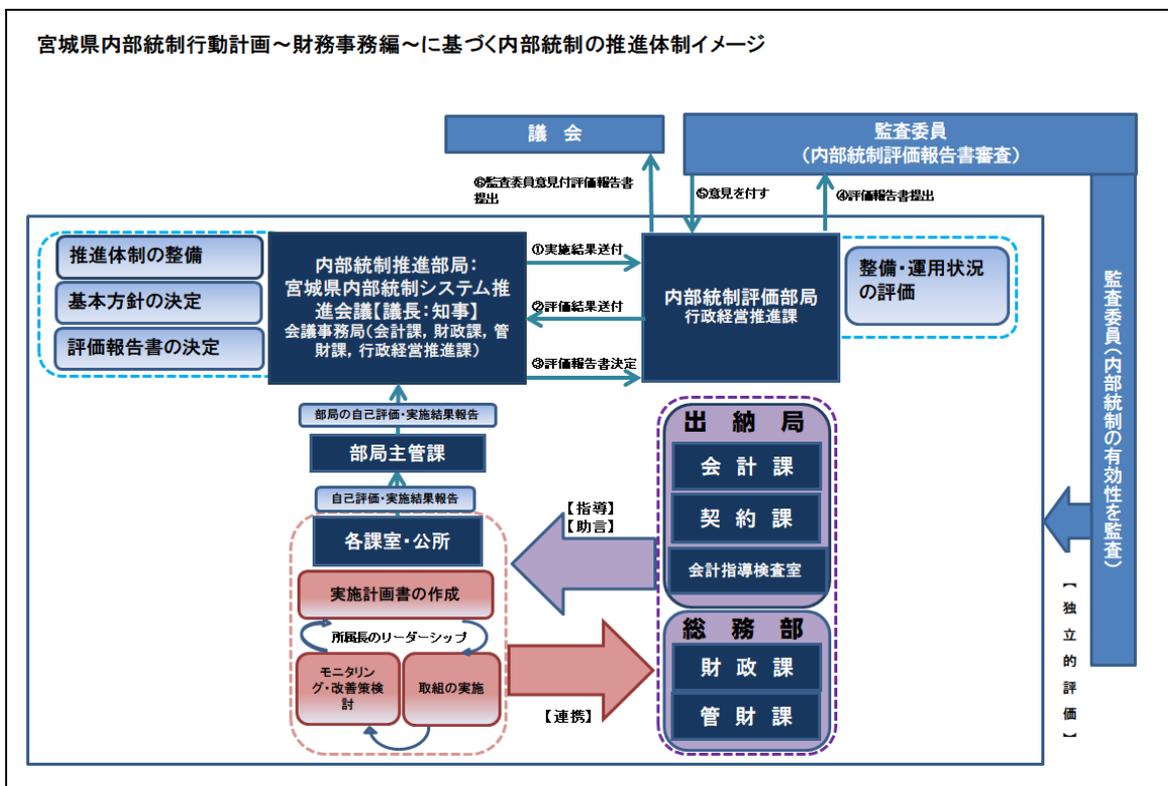
本県では、下記の組織構造を構築することにより、内部統制の目的達成を図っています。

(1) 内部統制システム推進会議等の設置

本県が取り組むべき内部統制についての基本方針の決定及び内部統制体制の整備・運用の全庁的推進の役割を担うため、知事を議長とする「内部統制システム推進会議」を設置しています。

また、推進会議の下に、各部局主管課長で組織する幹事会、総務部行政経営推進課、同部財政課、同部管財課及び出納局会計課で組織する事務局を設置し、内部統制の全庁的な推進を図っています。

さらに、各所属においては、総括担当等を内部統制推進員に選任することとし、所属における内部統制システムの円滑な実施・推進を図っています。



(2) 行政組織等の設置

内部統制の目的を達成するには、職員、部局等及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確化することが求められます。

本県では、部制条例、行政機関設置条例、行政組織規則、事務委任規則、事務決裁規程、グループ制に関する要綱等の各種の例規及び要綱等により、県の事務処理に当たる部署、会議体等を定めるとともに、それぞれの役割、責任及び権限を明確化しています。

(3) 組織構造等の見直し

設置した組織等については、社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行い、常にその時点の状況に対する最適化を図っていくことが求められます。

今年度の組織構造等の見直し実績等については次のとおりです。

<令和2年度実績>

● 組織改編

「宮城県震災復興計画」の発展期の最終年にあたる令和2年度は、東日本大震災及び令和元年東日本台風被害からの復旧・復興事業に取り組むとともに、社会経済情勢の動きなどにも応じて、新たな行政需要に対応できるよう、必要な組織定数改廃及び最低限の組織改編を行うこととして、職の新設及び班の改編のみを行いました。

このため、組織数は、令和元年度と同じ8部1局77課22室84機関となっています。

3 内部統制の目的達成に向けた人事管理及び教育研修

(1) 人材の確保及び配置並びに職員教育

内部統制の目的達成に向けて、設置した組織等の構成員となる職員一人一人がそれぞれの役割を認識し、それに見合った能力を身につける必要があります。

そこで、本県では、公務研修所における階層別研修において内部統制に関する研修を実施するとともに、その職責に応じた役割を果たすため、財務事務に係る職員教育を行っております。

今年度の目的達成に向けた職員教育等の実績については、次のとおりです。

<令和2年度実績>

- 階層別研修

公務研修所における階層別研修で、内部統制に係る講義や演習を行いました。

研修名	実施回数	受講者数
課長補佐（総括）級研修	4回	131人
主任主査級研修	3回	87人
主査級研修	5回	131人
新任職員研修（後期）	3回	166人

- 会計事務担当者等を対象とした研修

主な研修は以下のとおりです。

研修名	実施回数	受講者数
新任会計職員研修会	中止	—
新任会計職員サポート研修会	3回	20人
会計職員研修会	4回	693人
庁舎管理担当者研修会	1回	12人
新任地方出納員研修会	中止	—
地方出納員研修会	中止	—
本庁庶務担当班長研修会	中止	—

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から研修を中止もしくは規模を縮小し開催しました。

● 庁内報等による周知啓発

出納局が年6回定期発行している出納局広報誌「ニューズレター」に内部統制に係る連載記事「おしえて内部統制」を掲載しました。

また、人事課及び公務研修所が各所属の管理職や新任採用職員メンターあてに配信している庁内メールマガジンに、内部統制に係る記事を掲載しました。

<おしえて内部統制 誌面イメージ>

○おしえて内部統制 第1回 「内部統制が変わります」

内部統制についての連載を開始します

今号から当面の間、内部統制についての連載を行いますのでよろしくお祈いします。



冒頭の会計管理者挨拶でも内部統制に触れられていましたが、何か変わるんですか？それに内部統制って総務部行経課の業務じゃありませんでしたっけ？



これまで、本県独自の自主的取組として行経課が中心となって推進してきた内部統制ですが、地方自治法の改正により、都道府県・政令市は義務化されました。改正法令に準拠するため、以下の見直し等が必要となります。



(2) 人事評価による動機付け

職員等の内部統制に対する責任の履行については、人事評価等による動機付けや、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応が求められます。

本県では、毎年度職員各々の能力評価と業績評価を行っており、そのうち倫理や正確性、業務改善といった能力及び業務目標に対する業績評価について、本人評価とその評価に対する上司からのフィードバックを通して、内部統制の推進に対する動機付けを図っています。

なお、逸脱行為に対する対応としては、本節1のとおりです。

第2節 リスクの評価と対応

1 目標の明示とリスク評価及びプロセス

(1) 人員等の資源の配分

内部統制の目的に係るリスクの評価の対応に当たっては、組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することができる人員等の資源について検討を行い、明確に示すことが必要となります。

本県では、全庁共通レベルの財務事務に係るリスクを識別し、適切なリスク評価と対応をとれるよう、関係課室の担当班長からなるワーキンググループを設置しています。また、所属レベルの財務事務に係るリスク識別については、各所属の総括担当を内部統制推進員に選任し、把握に努めるとともに、当該推進員が個々の業務に配分する人員等の資源について検討しています。

<ワーキンググループ>

以下の課室の担当班長を構成メンバーとしています。

人事課	行政管理室	行政経営推進課	県政情報・文書課
財政課	管財課	情報政策課	会計課
会計指導検査室	契約課	監査委員事務局	

(2) リスクの評価と対応のプロセス

組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われる体制を確保することが必要となります。

本県では、「宮城県内部統制行動計画～財務事務編～」第3章により、リスク評価と対応のプロセスを明示し、対応が行われることを確保しています。

具体的なリスク評価と対応プロセスについては、次項のとおりです。

2 リスクの識別・分類・評価・対応

(1) 各部署におけるリスクの識別

本県では、「宮城県内部統制行動計画～財務事務編～」第1章において内部統制対象事務を規定し、ワーキンググループにおいて当該事務の全ての分野を対象にリスクの識別作業を行っています。また、各部署においては、過去経験の有無等から対象事務に係る自所属における特有のリスクを含めた識別を行っています。

(2) 識別されたリスクに係る評価プロセス

識別されたリスクに係る、本県での評価プロセスとしては、まずワーキンググループが全庁に係る作業を行った上で、各部署が自所属特有のリスク評価を行うこととしています。

具体的な手順は以下のとおりです。

ア) 全庁的なものであるか否かの分類

ワーキンググループにおけるリスクの洗い出しにおいて、基礎資料のひとつに監査結果等を採用し、過去に監査指摘等があったものをリスク抽出するとともに、当該リスクが全庁的なものであるかを判断しています。また、所属レベルでは、各年度の行動計画の策定において、リスクを過去経験の有無を踏まえて抽出しています。

イ) リスクの重要性分析

ワーキンググループでは、リスクマトリクスシートによる分析（作業様式2）において、抽出された個々のリスクについて、発生可能性や影響度を評価しています。また、所属レベルでは、内部統制推進員を中心に各年度の行動計画を策定する際、重要性に基づき所属重点リスクを定めています。

ウ) 対応策の評価と整備

ワーキンググループでは、発生可能性や影響度が高いリスクについて、具体的で標

準的な回避（対処）策を示しています（作業様式3）。また、所属レベルでは、自所属のリスクについて、上記全庁レベルの整備策があるものについては、自所属の状況に合わせた回避（対処）策を整備し、全庁レベルではないリスクについては、所属独自取組として当該リスクに対する回避（対処）策を整備しています。

<ワーキンググループにおけるリスクの洗い出し（例）>

作業様式1

リスク洗い出しシート【財務事務】

大分類 収入 支出 契約 予算 決算 財産 その他

3 枚中 1 枚目

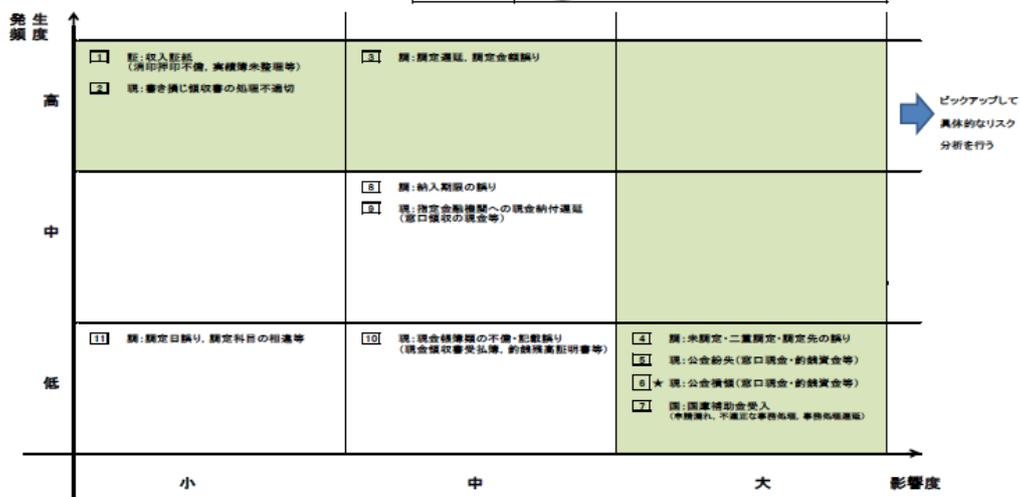
リスク番号	A. 業務の名称 【中分類】 【小分類】	B. リスクの内容	C. 発生リスクの区分	D. リスク評価			E. リスク分析判定結果	換要
	発生頻度 (発生可能性)			影響度 (金銭的)	影響範囲			
1	収入証紙 ●消印 ●証紙貼用実績簿	○消印押印不備 ○収入証紙実績簿未整理	■人為的要因(知識不足、チェックもれ) ■組織・人的要因 □法律・制度的要因 □機器・システムの要因 ■環境的要因(統制環境含む) □その他の要因()	■高 □中 □低	□大 □中 ■小	□組織外 ■組織内 □信用失墜	■実施 □保留	
2	現金領収 ●現金領収書・受払簿	○書き損じ領収書の処理不適切	■人為的要因(知識不足、チェックもれ) ■組織・人的要因 □法律・制度的要因 □機器・システムの要因 ■環境的要因(統制環境含む) □その他の要因()	■高 □中 □低	□大 □中 ■小	□組織外 ■組織内 □信用失墜	■実施 □保留	
3	調定 ●事前調定 ●事後調定	○調定遅延 ○調定金額誤り	■人為的要因(入力ミス・入力・知識不足、チェックもれ) ■組織・人的要因 □法律・制度的要因 □機器・システムの要因 ■環境的要因(統制環境含む) ■その他の要因(相手方の提出書類の不備)	■高 □中 □低	□大 ■中 □小	□組織外 ■組織内 □信用失墜	■実施 □保留	
4	調定 ●事前調定 ●事後調定	○未調定 ○二重調定 ○調定先の誤り	■人為的要因(入力ミス・入力・知識不足、チェックもれ) ■組織・人的要因 □法律・制度的要因 □機器・システムの要因 ■環境的要因(統制環境含む) ■その他の要因(相手方の提出書類の不備)	□高 □中 ■低	■大 □中 □小	□組織外 ■組織内 □信用失墜	■実施 □保留	
5	現金領収 ●現金管理 (庫の現金・約款資金等)	○公金紛失(窓口現金・約款資金等)	■人為的要因(不注意・危機管理意識の欠如) ■組織・人的要因 □法律・制度的要因 □機器・システムの要因 ■環境的要因(統制環境含む) □その他の要因()	□高 □中 ■低	■大 □中 □小	□組織外 ■組織内 □信用失墜	■実施 □保留	

<リスクマトリクスシートによるリスク分析>

作業様式2

リスクマトリクスシート【財務事務】

大分類 収入 支出 契約 予算 決算 財産 その他



証…収入証紙 現…現金領収 調…調定 国…国庫支出金
★ …不正(故意によるもの)

＜リスク回避検討シートによるリスク回避（対処）方法の特定＞

作業様式3

リスク回避検討シート【財務事務】

		大分類	収入 支出 契約 予算 決算 財産 その他	5 枚中 1 枚目
--	--	-----	-----------------------	-----------

A. リスク 番号	発生リスク		リスク回避(対処)方法					M. 実現 可能性 (大-中-小)	N. 効果 (大-中-小)
	上段: H. 業務の名称【中分類】/【小分類】	L. リスク発生の主な要因	C. 対 象【種が】						
	下段: B. リスクの内容		所属部 -期間	担当 課長	担当 係長	全職員	D. 回避(対処)方法 【どうする】		
1	収入証紙/消印 /証紙貼用実績簿	制度の知識不足	●	●	●	●	事務引継を上司と実施、引継書の内容充実と共有	大	大
		実務の理解不足	●	●	●	●	所属内の適切な指導・誘導、新任会計職員へのOJT実施	大	大
	○消印押印不備、実績簿未整理等	●	●	●	●	証紙事務取扱要領等各種資料の活用	大	大	
	チェック体制(機能)不全 (確認不足、ケアレスミス)	●	●	●	●	証紙貼用実績簿に記載例及び消印の見本を添付し、多重チェック	大	大	
	業務進捗管理(監督)が不十分	●	●	●	●	会計事務処理スケジュールに証紙貼用実績簿の月締日を明記し、進捗管理	大	大	
	膨大な事務処理量 不均等・不明瞭な事務分掌 証紙担当者の不在(休職等)	●	●	●	●	担当者の作業分担の見直し(証・票の複数人で分担が可能な場合は事務分担の変更で対応)	大	大	
2	現金領収/現金領収書	●	●	●	●	事務引継を上司と実施、引継書の内容充実と共有	大	大	
		●	●	●	●	会計職員研修会への参加	大	大	
	○書き損じ領収書の処理不適切	制度の知識不足	●	●	●	●	会計事務文書標準の活用(地方公団)	大	大
		実務の理解不足	●	●	●	●	所属内の適切な指導・誘導、新任会計職員へのOJT実施	大	大
		●	●	●	●	所属用会計事務の留意点の作成(現金領収書の処理方法)	大	大	
		●	●	●	●	所属用会計事務の留意点、会計事務の手引き等各種資料の活用	大	大	
チェック体制(機能)の不全 (確認不足、ケアレスミス)	●	●	●	●	書き損じ領収書の処理方法を現金領収書受払簿に添付し、多重チェック	大	大		
業務進捗管理(監督)が不十分	●	●	●	●	会計事務処理スケジュールに現金領収書受払簿と領収書処理の留意点を設定し、進捗管理	大	大		

(3) 費用対効果を勘案した検討と事後検証

リスク対応策の特定に当たっては、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討することが求められます。

本県では、内部統制の推進に当たっては、「簡便性の原則」を掲げ、費用対効果を勘案し、働き方改革との有機的連動を図ることとし、ミスと作業時間双方の削減が図られるような取組を推進しています。

個々のリスク対応策の事後検証については、働き方改革の観点も踏まえた自己検証のほか、部局ごとに各所属の取組について評価を行うこととしています。また、モニタリングの一環である「多所属間双方向検証マルチアングルゼミナール」を通じて、特定テーマに関する内部統制の取組について多所属間で情報交換を行うことにより、費用対効果に優れたリスク対応策が水平展開されるよう対応しています。

主な取組実績は以下のとおりです。

<具体的取組事例（令和2年度）>

- リスク回避実践チェックシートにおける簡素化
チェック実施者が過剰とならないよう各所属の実態に合わせてチェック欄を適宜定めることとしています。
- 間接集計作業の効率化
各部局主管課が自部局内各所属の帳票を統合する際、手作業で“コピーアンドペースト”をせず、ボタン操作で一括自動統合が行われるようシステム化することで、手作業時間が大幅に削減され、本来の評価機能に注力する時間の創出を図っています。
- 多所属間双方向検証（マルチアングルセミナー）
「支払事務」「契約事務」「予算決算事務」「財産事務」「債権管理」の5つのテーマに分けて各回合計で本庁・地方公所71所属を対象に開催。
各所属が自所属の対策を発表するとともに他所属の対策を情報収集。
効果的な対策について自所属に持ち帰って応用する形で、効果的なリスク対応策の水平展開を図りました。
また、出納局広報誌「ニュースレター」において、優良対策事例を紹介することで、全庁的な横展開を図りました。
- 事務引継ぎの明確化・標準化
職員が在職中に何度も経験する人事異動時の事務引継ぎについて、引継ぐべき事項の漏れなどのミスを未然に防止し、業務の継続性を確保するとともに、作業時間の削減を図るため、引継書に記載する項目や引継ぎ方法等を明確化・標準化しました。
- Web会議システムの導入等による業務の効率化
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と働き方の新しいスタイルの確立の両立を図るため、Web会議システムの本格導入に向けた庁内ネットワークへの負荷検証等を行う実証事業や、情報通信技術を活用した在宅勤務及びモバイルワークの実証事業を実施して業務の効率化に取り組みました。

3 不正の可能性に対する措置

内部統制においては、自身において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防護・防止策を策定するとともに、不正を速やかに発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図ることが求められます。

本県では、横領等の職員の悪意に基づく不正リスクについてもリスク識別を行い、リスク対処方法を示して、当該リスクを抱えた所属において所属独自の取組等が行われることを促進しています。また、現に職員等の不正等が発生した際には、当該不正に対して懲戒処分を行い、その内容について公表するとともに、不正に対する再発防止策を策定し、関係所属に履行するよう指導しています。

また、報道等で把握した他の団体等における不正のうち、本県でも可能性があるものについて、庁内各部署に周知し、他の団体等において問題となった不正等についての可能性の検討及び防止策の策定を推進しています。

なお、不正を速やかに発見する体制等としては、県職員等からの公益通報（内部通報）制度を整備しています。

今年度の具体的な取組内容等については下記のとおりです。

<令和2年度の具体的取組事例>

- 食糧費執行基準・交際費執行基準に基づく厳格な執行
平成8年に策定した「食糧費執行基準」及び「交際費執行基準」に基づいて執行された食糧費等の支出状況を公表しました。
- 他の団体等で発生した不正等についての検討等
報道等から収集した本県でも発生する可能性がある不正事案について、四半期ごとに開催する各部署主管課課長補佐会議で情報提供するとともに防止策を整備するよう注意喚起を行いました。
- 内部通報実績
令和2年度に受理した通報はありませんでした。

2 権限と責任の明確化と業務結果の検討等

(1) 権限と責任の明確化

本県では、行政組織規則や事務委任規則、事務決裁規程、職員服務規程等の諸規定により、内部統制の目的達成に向けて、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認及び業務の結果の検討を行う体制を確保しています。

(2) 事後的な評価及び是正措置

内部統制に係るリスク対応策の実施結果については、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置が求められます。

本県では、各所属の中間評価、年間評価について、各所属において職員会議を開催する等により適切な評価を行った上で、報告を求め、部局ごとに評価及び必要に応じた是正措置を行っています。

具体的な評価及び是正措置の状況は第2章及び資料集のとおりです。

第4節 情報と伝達

1 信頼性ある十分な情報の作成

(1) 信頼ある情報を作成する体制

組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築することが求められます。

本県では、行政組織規則及び事務決裁規程等により分掌や権限責任を明確化した上で、行政文書管理規則、職員服務規程等により報告義務や報告要領を定めることで、信頼ある情報を作成・報告する体制を構築しています。また、不適切な事務処理による情報作成を把握するため、職員等からの通報処理に関する要綱を定め、いわゆる内部通報に係る通報窓口を設置しています。

(2) 外部からの情報の活用と外部への発信

組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することが求められます。

本県では、以下の取組等を通じて、外部からの情報を活用しています。

- 知事への提案「明日のみやぎに一筆啓上！」
「一人ひとりの声が届く県政」を一層推進するため、県ホームページ等から提案・意見を受け県政に反映させるもの。
＜令和2年度実績＞計 1,584 件
- 包括外部監査
外部からの専門的な知識を有する者が監査を実施することにより監査機能の専門性・独立性を一層充実するもの。
＜令和2年度実績＞
包括外部監査人：島川 行正（公認会計士）
監査テーマ：宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について
- 「ご意見カード」の実施
職員の対応やサービスの内容、提供方法について、県民等の皆様から広くご意見や

苦情等を伺い、サービスの向上や改善に役立てるもの。

<令和2年度実績>計 177 件

(3) 個人情報の保護

組織は、住民の情報を含む個人情報等について、適切に管理することが求められます。

本県では、個人情報保護条例及び関係例規を整備するとともに、宮城県個人情報保護審査会を設置し、個人情報を適切に管理できる体制を整備しています。

<令和2年度の具体的取組>

- 宮城県個人情報保護審査会を12回開催し、個人情報の適正な取扱いについて審査、答申をし、適切な個人情報の管理を行いました。
- 職員向けの研修や情報誌を発行し、個人情報の適正管理について、意識向上を図りました。

2 組織内外の情報の入手と伝達及び管理

(1) 作成された情報及び外部情報の伝達・利用体制

組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達され、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築することが求められます。

本県では、行政文書管理規則等により作成した行政情報を伝達する方法や管理・保存する方法等を定めています。また、外部からの情報については、適宜、担当部署に伝達され、担当部署が内容を確認し、必要な対応を行っています。

<具体例（令和2年度）>

- 障害福祉サービス事業者の給付費の不正受給に伴う指定の一部効力停止
関係者からの情報提供を受けた担当部署が、常勤が要件のサービス管理責任者が別の役職を兼務し、必要な届出や申請を行っていないことを確認。
この結果、指定の一部効力を停止するとともに不正受給した給付費約9,400万円の返還を求めました。

(2) 情報提供による不利な取扱いを受けないことの確保

組織は、情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築することが求められます。

本県では、職員等からの通報処理に関する要綱により、通報者が保護され、不当な取扱いを受けないことを定めています。

第5節 モニタリング

1 日常的モニタリング

日常的モニタリングとは、通常の業務に組み込まれた一連の手続きを実施することで、内部統制の有効性を継続的に検討・評価することを言い、組織は、その仕組みを導入し、実施の結果、発見された不備については、その都度、是正・改善することが求められます。

なお、部局内で実施される自己点検及び自己評価も日常的モニタリングに含まれます。

本県の日常的モニタリングの実施方法とその結果は以下のとおりです。

(1) 部局内の自己点検・自己評価

各所属では、年2回（中間、年間）自己点検を行うとともに、各部局において、各所属の自己評価に対して部局評価を行っています。

自己評価と部局評価の結果は資料集のとおりです。

(2) 動的モニタリングシステム“みやぎファインプレーポイント”

所属内の日常的な内部統制に係る動的モニタリングを行うとともに、内部統制を促進する動機付けを図ることを目的に、“みやぎファインプレーポイント”として所属内モニタリングを行っています。

みやぎファインプレーポイントの概要及び実績は次のとおりです。

みやぎファインプレーポイント

<概要>

- ダブルチェックや法令確認など、日常的な内部統制＝ファインプレーを記録することにより、所属内の統制活動が見える化するもの。
- 記録は電子申請システムにより、所属内の全職員がその都度投稿する。
- 投稿された内容は内部統制推進員による所属内モニタリングに活用するとともに、所属内で共有することを通じて、内部統制の促進を図る。

<実績>

- 令和2年度は、次のとおり実施しました。また、各月ごとに、各投稿の中から優

良事例を選定し、「マンスリーMFP セレクションズ」としてとりまとめ、各所属に配信し、全庁的な横展開を図りました。

(1) 実施所属

知事部局・企業局・教育庁・監査委員事務局・労働委員会事務局（275所属）

(2) 実施期間

令和2年8月31日（月）～令和3年3月31日（水）

(3) 総投稿件数 2,995 件

2 独立的評価

独立的評価とは、日常的モニタリングでは発見できないような組織運営上の問題がないかを、別の視点から評価するために定期的又は随時に行うものを言い、組織は、その仕組みを導入し、評価において、発見された不備については、その都度、是正・改善することが求められます。

本県の独立的評価の実施方法とその結果は以下のとおりです。（詳細は資料集に掲載）

(1) 会計指導検査

出納局会計指導検査室が、全ての地方公所を対象に会計事務に係る検査を行っています。

<令和2年度実績>

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 実施数・・・208 公所（100%） | (2) 指摘件数・・・計 470 件 |
| (3) 平均指摘件数・・・2.26 件 | (4) 平均評価点数・・・94.38 点 |

(2) 会計課支出決議審査

出納局会計課が、本庁各課の支出決議等に対して審査を行っています。

<令和2年度実績>

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 決議書審査件数・・・74,959 件 | (2) 指摘・確認等数・・・928 件 |
|------------------------|---------------------|

(3) 多所属間双方向モニタリング（マルチアングルゼミナール）

複数の所属による相互情報交換等を通して、自所属に潜在しているリスクを把握するとともに、自所属の対応策構築に向けた他所属の対応事例の情報収集に努めます。さらに、財務事務に関する好事例を収集し、共有することで、県全体の内部統制機能の底上げを図ります。

<令和2年度実績>

「支出」「契約」「財産」「予算」「債権管理」の5テーマに分けて、計7回実施し、延べ71所属・103人を対象に実施しました。

3 モニタリング及び監査等に応じた改善結果の把握

モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備については、適時に是正及び改善の責任を負う職員に伝達され、速やかに改善を図った上で、その対応結果がモニタリング部署又は監査委員等に報告されることが求められます。

本県における内部統制の不備が判明した場合、以下のとおり対応しています。

判明の経緯		関係部署への伝達と改善結果等の把握
監査委員等の指摘		監査委員から出納局を通じて指摘等が行われ、出納局は各所属の指摘等に対する改善結果をとりまとめて監査委員に報告する。
モニタリング	会計指導検査	会計指導検査室は結果を検査対象の地方公所に通知し、地方公所は改善等の措置結果を報告する。
	会計課支出決議審査	指摘や確認等は随時各課室職員に伝達し、再発防止を促している。口頭伝達により是正が図られない課室に対しては、適宜重点指導を行うこととしている。
	多所属間双方向モニタリング（マルゼミ）	ゼミにより把握した自所属の課題等について報告を求め把握している。参加所属間でのモニタリング結果等について各所属にフィードバックしている。

また、モニタリングで捕捉された課題のうち、全庁的な対応が必要と認められる課題については、担当部署において周知啓発を図っています。昨年度の主な実績は以下のとおりです。

- 会計指導検査の指摘内容とそれに関する関係規則等に基づく取り扱いを解説した事例集を各公所に配布し、ミス防止を図った。
- 会計課支出決議審査で把握した頻出ミスについて、出納局広報誌「ニュースレター」に事例と対策を掲載し、全庁的なミス防止を図った。
- マルゼミで情報交換により得られたミス防止に資する見える化の具体取組例を出納局広報誌「ニュースレター」で情報提供するとともに、支出事務で疑問点が多かった論点を質疑応答集にまとめ、庁内イントラに掲載することにより全庁に周知した。

第6節 ICTの利用とICTによる統制

(1) ICT対応についての方針及び手続き

本県では、「みやぎICT・データ利活用推進プラン」における重点目標として「行政運営の最適化の推進」を掲げており、「情報セキュリティポリシー」等によりその具体の手続きを定めています。

(2) ICTの最適化の検討と適切な利用

本県におけるICTの利用に当たっては、知事を本部長とする宮城県高度情報化戦略推進本部や職員に助言・指導を行う専門家としてITアドバイザーを設置し、必要かつ十分なICTの最適化を検討した上で、適切な利用の推進を図っています。

(3) ICTの全般統制

本県では、情報システムの調達・開発等にあたり「情報システム調達ガイドライン」を示して標準化に努めるとともに、ITアドバイザーの活用等によりシステムの適切な運用・管理及び外部業者との契約管理等が行われるよう図っています。

(4) ICTの業務処理統制

本県では、「情報セキュリティポリシー」を策定し、ICTの業務処理統制として、次の取組を行っています。

<令和2年度実績>

- 情報セキュリティ監査・・・情報政策課による内部監査（30所属，3システム），外部監査（情報システム脆弱性等調査：3システム）
- 情報セキュリティ研修・・・新規採用職員向け研修（新任職員研修4回207名），各所属の新任情報セキュリティ責任者・担当者向け研修（8回126人）
- 情報セキュリティセルフチェック・・・年1回（11,979人）

- 庁内広報誌「すぎるあっぷ！情報セキュリティ」・・・4回発行
- 情報システムに係る業務継続計画（i-BCP）・・・計203システムで策定
- 情報セキュリティ事故の把握と再発防止注意喚起等・・・事故発生4件，文書による注意喚起3回

（5）RPA等を活用した業務効率化

RPAとは「Robotic Process Automation」の略で，複数の業務系システムから抽出したデータを組み合わせたファイルの作成など，一定のルールに従って処理される業務をすべて自動化するソフトウェアロボットであり，RPAにより今後ホワイトカラーの事務作業が50%削減されると言われています。

また，EXCEL VBAや電子申請システム等，汎用アプリケーション・既存システムの諸機能の活用高度化により，作業の自動化や業務の効率化及び人為的なミスの防止を図ることが期待されます。

本県におけるRPAの導入推進やEXCELその他既存システム等を活用した業務改善に向けた取組は以下のとおりです。

<令和2年度実績>

- 庁内イントラでEXCEL VBA（※）等を活用した業務改善方法を周知
- EXCEL VBAによる汎用自動処理ソフトの配信
 - ・データの分割処理，統合処理，電子メール一斉送信等（全9種）
- EXCEL実務研修
 - ・令和元年度：受講者144名（関数コース2日間，マクロコース3日間，各3回）
 - ・令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ中止
（令和3年度以降も継続していく予定）

（※）「Visual Basic for Applications」の略称で，アプリケーションソフトの拡張機能で利用者が簡易なプログラムを記述して実行することで複雑な処理の自動化などを行なうことができるもの。

第3章 財務に係る不備や事故の概要

第1節 内部統制の不備

評価過程で発見された内部統制の不備は、適時に認識し、適切な対応が求められます。
令和2年度の各業務別発生リスクに対する不備の発生件数は下記のとおりです。

	不備の発生件数 (※)	うち重大な不備	是正及び再発防止	不備の原因					判明経緯(※)			
				知識不足	チェック不足	連携不足	進行管理不足	その他	自己点検	定期監査	会計指導検査	その他
合計	547	1	544	145	252	43	70	37	174	139	193	69
収入	80	1	80	26	29	8	8	9	17	14	38	11
調定遅延	20	0	20	7	5	2	5	1	4	4	10	2
調定金額誤り	11	0	11	3	7	0	0	1	2	4	5	0
納期限誤り	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1
督促遅延・未督促	7	0	7	1	3	0	2	1	1	2	4	0
証紙取扱不備	12	0	12	4	7	0	1	0	6	1	3	2
現金取扱不備	3	0	3	1	0	2	0	0	2	0	1	0
その他	25	1	25	10	5	4	0	6	2	3	14	6
支出	298	0	295	61	135	31	54	17	123	74	102	24
支払遅延	80	0	80	6	32	14	26	2	37	28	21	6
未払い	4	0	4	0	3	0	1	0	2	1	1	0
過払い・二重払い	29	0	28	6	23	0	0	0	19	3	9	1
検収不備	6	0	6	5	1	0	0	0	0	2	4	0
給与算定誤り	16	0	15	6	6	0	0	4	9	1	2	4
給与控除額誤り	15	0	14	2	10	0	3	0	10	0	4	1
旅費支給誤り	26	0	26	11	12	1	0	2	2	3	20	2
旅費支給遅延	29	0	29	0	11	4	12	2	8	16	7	0
その他	93	0	93	25	37	12	12	7	36	20	34	10
契約	105	0	105	36	60	0	5	4	21	24	40	23
施行起案不備	9	0	9	2	7	0	0	0	1	1	4	3
予定価格不備	11	0	11	4	7	0	0	0	2	1	6	2
業者選定不備	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
入札・見積不備	27	0	27	1	21	0	2	3	9	0	7	12
契約締結不備	6	0	6	3	1	0	1	1	1	3	2	0
契約書内容不備	7	0	7	2	5	0	0	0	1	0	6	0
変更手続き不備	9	0	9	4	3	0	2	0	0	6	4	0
保証金不備	6	0	6	3	3	0	0	0	1	2	4	0
履行確認不備	9	0	9	6	3	0	0	0	0	5	4	0
その他	20	0	20	11	9	0	0	0	6	6	2	6
予算決算	6	0	6	2	2	1	0	1	3	2	0	1
予算計上漏れ	2	0	2	1	0	1	0	0	2	0	0	0
予算計上誤り	2	0	2	0	2	0	0	0	1	1	0	0
流用不備	2	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財産	19	0	19	6	8	1	0	4	0	16	1	1
公有財産報告誤り	2	0	2	0	1	0	0	1	0	1	0	1
公有財産報告漏れ	3	0	3	1	1	0	0	1	0	1	0	0
公有財産管理不備	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
その他	13	0	13	4	6	1	0	2	0	13	1	0
その他	39	0	39	14	18	2	3	2	10	9	12	9
私費会計不備	3	0	3	1	1	0	0	1	2	1	0	0
会計職員任免不備	3	0	3	1	2	0	0	0	0	0	3	0
情報管理不備	3	0	3	1	2	0	0	0	2	0	0	1
補助金手続き不備	3	0	3	0	3	0	0	0	0	1	0	2
その他	27	0	27	11	10	2	3	1	6	7	9	6

(※)1件の不備に対して複数の判明経緯がある場合もあり、判明経緯の合計数と不備の発生件数は一致しない。

第2節 整備上及び運用上の重大な不備

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものを言います。

具体的な判断基準として、「財務事務に関する不備として、各部局が随時に議会常任委員会報告や記者発表を行うもの」が重大な不備に該当することとし、その影響度の大きさから、速やかな是正が求められます。

令和2年度は下記1件がこの基準に該当し、速やかに是正措置を講じました。

NO： 1		宮城県啓佑学園の過誤調整に伴う給付費返還	
担当課		保健福祉部障害福祉課	分類 収入
不備の概要及び不備により生じた影響		<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉型障害児入所施設である「宮城県啓佑学園」において、18歳以上の「過剰児」に関する給付費の算定を誤り、平成24年度から県内8市5町・県外1市と利用者1人に対し、過大に請求を行っていたもの。 ● 消滅時効を踏まえ、過去5年間分の約8,242万円を返還するもの。 	
不備の原因		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年4月に、宮城県啓佑学園の過剰児の定員指定後、同年8月に、国が示した「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」において、過剰児の定員については、施設全体での定員数に基づき請求を行うことが示されていたが、県及び指定管理者である県社会福祉協議会ともに取扱いを認識していなかったため。 	
是正の状況	進捗状況	<input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 未対応	
	不備事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 過大に請求していた給付費のうち、時効未到来の過去5年間分の約8,242万円について、令和3年3月から4月にかけて返還を行った。 	
	是正後の内部統制の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設を管理運営する県社会福祉協議会において、制度改正等の内容確認を徹底し、適正な申請書類を作成するとともに、県においても重ねて申請内容等の確認徹底を図る。 	